# 平成 2 6 年度行政評価委員会政策評価部会分科会 審議結果報告書

担当分科会		審議対象	審議報告書掲載ページ
		政策1(構成施策:1~3)	P. 1~4
		政策2(構成施策:4•5)	P. 5~7
第1分科会	宮城の将来ビ ジョンの体系	政策3(構成施策:6•7)	P. 8~10
◎堀切川一男委員 足立千佳子委員		政策4(構成施策:8•9)	P. 11~13
成田由加里委員		政策5(構成施策:10~12)	P. 14~17
	宮城県震災復	政策3(構成施策:1~3)	P. 18~21
	興計画の体系	政策4(構成施策:1~4)	P. 22~26
		政策6(構成施策:13•14)	P. 27~29
第2分科会		政策7(構成施策:15~17)	P. 30~33
◎小 坂 健委員	宮城の将来ビジョンの体系	政策8(構成施策:18~23)	P. 34~40
折腹実己子委員本 図 愛 実委員		政策9(構成施策:24)	P. 41~42
安 藤 朝 夫委員 (宮城の将来ビジョン		政策10(構成施策:25•26)	P. 43~45
の体系の政策9)	宮城県震災復	政策2(構成施策:1~3)	P. 46~49
	興計画の体系	政策6(構成施策:1~3)	P. 50~53
		政策11(構成施策:27•28)	P. 54~56
	宮城の将来ビ	政策12(構成施策:29)	P. 57~58
第3分科会	ジョンの体系	政策13(構成施策:30)	P. 59~60
◎安 藤 朝 夫委員 井 上 千 弘委員		政策14(構成施策:31~33)	P. 61~64
山 本 玲 子委員		政策1(構成施策:1~3)	P. 65~68
	宮城県震災復 興計画の体系	政策5(構成施策:1~4)	P. 69~73
		政策7(構成施策:1~4)	P. 74 <b>~</b> 78

(宮城の将来ビジョンの体系)

適切

以東 I	育成・誘致による県内製垣耒の集積促進(県の評価原業∶概ね順調) ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	i	
166			

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案: 概ね順調)

概ね適切

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案: 概ね順調)

第1分科会

### 口県の評価「政策の成果」に対する判定

	 	<u>-</u>	
【判定理由】			

要検討

# | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

施策3の課題と対応方針については, 風評に対する取組や対応策についても具体的に記載する必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

適切

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

概ね適切

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案: 概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

	<del>-</del>	·         •	
【判定理由】			
	11-44 - 11 m		. ( المراد المرا

要検討

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が	•	<u>し</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	]	

(宮城の将来ビジョンの体系)

適切

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

概ね適切

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

	- C-14-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4	
□県の評価	川施策の成果	」に対する判定

		-	<u> </u>	
【判定理由】				
	 33 - 24 - 33 - mg	- C 100 1 100 700		والأفاد والأراد المادي الأسا

要検討

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が	•	<u>し</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	]	

(宮城の将来ビジョンの体系)

適切

る。

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

概ね適切

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案: 概ね順調)

第1分科会

ПІ	の評価	「佐竺介		バーカナマ	
	ひノ青午1111	一川の東リ	/ DX. 未	11 <b>– X</b> YI 9	ᇷᆂᆘᄮ

		<del>-</del>		
【判定理由】				
評価の理由が十分で	あり, 施策の成果につ	いて「概ね順調」とした	県の評価は,	妥当であると判断され

要検討

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・・<u>ない・ある</u>】

課題と対応方針については,風評に対する取組や対応策についても具体的に記載する必要があると 考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

		,		
政策2	観光資源,知的	対資産を活用した商業・サ	ービス産業の強化(県	具の評価原案:やや遅れている)
施策4	高付加価値	型サービス産業・情報産	業及び地域商業の振	興(県の評価原案:やや遅れている)
施策5	地域が潤う	訪れてよしの観光王国は	みやぎの実現(県の評	価原案:やや遅れている)
				第1分科会
_			_	<u> </u>
<u>□県σ</u>	O評価「政策 $O$	の成果」に対する判決	定	_
	適切	概ね適切	要検討	
		1M10XE90	روکانک	
【判定理				
	-· · <b>-</b>	より ひ笠の出田につい	イ「らら温ねインフィ	リナ 月 の部 伍 は ・
断される		めり、以来の成木につい	「ハヤヤ姓れ(いる」	とした県の評価は、妥当であると判
四つで	° o			
\•/IE - 5	-1. hts 1. 111 1-	로 <del>다 (나                                     </del>	4.101	
				が)について,「評価の理由・各施策の成 のように判断された理由を具体的に御記
未のがが 入願いま		) シング・千月四 1 ( 7 こ/こと) 千月年 2	るが良くしより。よた、てく	たりに刊明で4002年日を共作りに呼品
,,	, ,			
□県♂	)「政策を推進	<b>しずる上での課題と</b>	対応方針」に対す	る意見
/ IE	リベニオ店安に	対して意見がある場合	い 辛日の中央を見	1 /± 6/1 / =□ 1 \
(片	Rルボ9原条I〜	刈して息兄かのる場合	〜, 息兄の内谷で見	そのこと (本の)
	【厚が示す原		・ない	· ある】
	トアングハブガ	・ヘーグしてあ光が	<u> </u>	<u> </u>

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案: やや遅れている)

高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:やや遅れている) 施策4

施策5 地域が潤う. 訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:やや遅れている)

□県の評価「施策の	第1分科会		
適切	概ね適切	要検討	

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果、iii社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願 いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原	案に対して意見	が •	<u>し</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	]	

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源,知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:やや遅れている)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:やや遅れている)

# □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で,施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり.評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標等の達成状況は概ね良好であり,施策を構成する事業についても一定の成果が出ている中で,「やや遅れている」との評価を行うことについては,現在の記載だけでは判断が困難であり,その根拠等を具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

 【県が示す		•	な !	<u> </u>	• <u> </u>	<u>あ</u>	<u>ර</u> .	
2 5 11 th 2 11 21	 							

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3	地域経済を支え	ェスク える農林水産業の競争力	-  強化(県の評価原案:	やや遅れている)
施策6	競争力ある	農林水産業への転換(県	の評価原案: 概ね順訓	<b>制</b> )
施策7	地産地消や	食育を通じた需要の創出	と食の安全安心の確	保(県の評価原案:やや遅れている)
				第1分科会
口県の	評価「政策の	の成果」に対する判別	定	
	適切	概ね適切	要検討	
【判定理 評価の 断される。	理由が十分で	あり, 政策の成果につい	て「やや遅れている」〉	とした県の評価は,妥当であると判
	から見て妥当なも			る)について,「評価の理由・各施策の成 )ように判断された理由を具体的に御記
□県の	「政策を推進	<b>生する上での課題と</b>	対応方針 に対す	る意見
		対して意見がある場合		
	【県が示す原	原案に対して意見が	・ <u>な い</u>	・ <u>ある</u> 】
		<del></del>		

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:やや遅れている)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価   施策の成果」に対する判定								
適切	概ね適切	要検討						

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す	「原案に対して意	意見が ・	な	い	- 7	ある	5

課題と対応方針については, 放射能の影響や風評に対する取組や対応策についても具体的に記載する必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:やや遅れている)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

適切 概ね適切 要検討  【判定理由】 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。
評価の理由が十分であり, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

 【県が示す	「原案に対し	て意見が	•	 <u>,                                    </u>	• <u></u>	<u> る</u>	]	

(宮城の将来ビジョンの体系)

政束4	アンドに開かれた仏域経済圏の形成(県の評価原案: 概ね順調)	
佐笙 o	<b>見内企業のグローバルビジネスの推進と対答系企業の立地促進(見の評価原案)と</b>	いわ深わている

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:やや遅れている) 施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

概ね適切

	•	l	
【判定理由】			

要検討

適切

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断され る。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成 果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記 入願います。

# □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が い

施策8においては、課題と対応方針に中国との間のビジネス支援を継続する旨が示されており、政策に おける課題と対応方針についても、県としてのスタンスを分かりやすく記載することが必要であると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

|--|

□県の評価「施策の成果」に対する判録
--------------------

適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「やや遅れている」と した県の評価は, 妥当であると判断される。

昨今の厳しい経済情勢においては、所期の目標に達することが困難な場合も考えられるものの、県の 取組によって得られた実績等については、事業の成果等に分かりやすく記載することが必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

 【県が示す原案に	• <u>†</u>	<u>にし</u>	•	<u>ある</u>	<u> </u>	

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

			第1分科会
□県の評価「施策の	D成果」に対する判別	定	
適切	概ね適切	要検討	
【判定理由】 評価の理由が十分で る。	あり,施策の成果につい	て「概ね順調」としたり	県の評価は, 妥当であると判断され

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

 【県が示す原案に対して	<u>な い</u>	<u> </u>	<u> 5 る</u>	]

(宮城の将来ビジョンの体系)

( 17% 07 11)	水 こ フ コン 07 件	<u> </u>			
政策5 産	業競争力の強	化に向けた条件整備(	県の評価原案:概ね順	[調)	
施策10	産業活動の基	基礎となる人材の育成・	確保(県の評価原案:ホ	既ね順調)	
施策11	経営力の向よ	こと経営基盤の強化(県	の評価原案:概ね順調	哥)	
施策12	宮城の飛躍を	支える産業基盤の整備	睛(県の評価原案:概ね	順調)	
					第1分科会
□県の評	価「政策の	成果」に対する判	定		
運	<b></b>	概ね適切	要検討		
Zalou I	_			I	
【判定理由					
	目由が十分であ	り, 政策の成果につい	て「概ね順調」としたり	県の評価は, 妥	: 当であると判断され
る。					

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

	「原案に対し		こい	•	<u>あ</u>	<u>る</u> 】	

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の	宦	
適切	概ね適切	要検討

# 【判定理由】 評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

		案に対して意見		<u>ない</u>	・ <u>あ</u>	<u>る</u>		
\•/ IEI .2.8 =	ニート「ナーケーナーナー	7 [ 本の細胞] 北岸上海	11.12	- 田田 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	TH WY	· > ~ Lb 7/4) =	رحب والما اللاسال	. 7

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調) 施策12

**たっ ハ ひ** 

			第1分科会
□県の評価「施策の	の成果」に対する判別	ŧ	
適切	概ね適切	要検討	
【判定理由】 評価の理由が十分である。	あり, 施策の成果につい	て「概ね順調」とした!	県の評価は, 妥当であると判断され
※県の評価原案(順調・概え	a順調・やや遅れている・遅れ	れている) について, 評価	話の理由(i目標指標等の達成状況, ii

県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願 いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

	とに対して意見が	•	 <u>い</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	]	

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

			第1分科会
□県の評価「施策の	成果」に対する判別	定	
適切	概ね適切	要検討	
【判定理由】 評価の理由が十分である。	あり, 施策の成果につい	て「概ね順調」としたり	県の評価は, 妥当であると判断され
V旧办部作序盘/临部 +	三番 みみぼしていて	lo ~1 > 7 \ ) z ~ 0 1 > ~ = 5 Tr	hの理由( i 目標指標等の達成状況. ii

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

	とに対して意見が	•	 <u>い</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	]	

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:やや遅れている)

(宮城県震災復興計画の体系)

施策1		業の復興(県の評価原図	· —	3)		
施策2 施策3		)再生(県の評価原案: ヤ •確保(県の評価原案: ヤ				
					<del>/2/-</del>	4 시되스
		> <del>-  -    -    -                        </del>	-4-			1分科会
		の成果」に対する判				
ì	適切	概ね適切	要検討			
【判定理日	 <b></b>					
	理由が十分では	あり, 政策の成果につい	て「やや遅れてい	いる」とした県の	の評価は,妥	当であると判
断される。						
>V III	** 5 半田 - 5 萩左		さにしていて にん		- 「部年の押	- カサボのH
	から見て妥当なも	Б原案(順調・概ね順調・や のか判断いただき,判定を				
_		する上での課題と		分子の音目		
			· - · · - · · · - · - · · - · · · - ·			
(乐/	か不り尿乗ι⊂	対して意見がある場合	乳に、息兄の内名	8を具体的に	記入)	
	果が示す原	案に対して意見が	: <u>なし</u>	<u>,                                    </u>	<u>ある</u>	]
				•	••••	

(宮城県震災復興計画の体系)

滴切

政策3	「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築	(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案: やや遅れている) 施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案: やや遅れている)

概ね適切

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

要検討

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原図		・ <u>な</u>	<u>い</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	]	

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:やや遅れている)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定
--------------------

適切	概ね適切	要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「やや遅れている」と した県の評価は, 妥当であると判断される。

目標指標等の達成状況等は概ね良好であり、「やや遅れている」との評価を行うにあたっては、事業再開の状況への所見をはじめ、その理由を具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原図		・ <u>な</u>	<u>い</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	]	

(宮城県震災復興計画の体系)

適切

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:やや遅れている)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:やや遅れている)

概ね適切

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定
--------------------

			_		
【判定理由】					

要検討

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原図		・ <u>な</u>	<u>い</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	]	

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:やや遅れている)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### 口県の評価「政策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で,政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性 を認めることができない。最終評価を行うに当たり,評価内容を検討する必要があると判断される。

施策3については, 施策を構成する事業に一定の成果が出ている中で, 「やや遅れている」とした評価について妥当性を認めることは困難である。目標指標の「沿岸漁業新規就業者数」について判明した実績値も踏まえた施策の評価をもとに, 政策の評価を検討する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

	案に対して意見	<u>な</u>	<u>し</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	]	
 <b>ー レ「ナ」がたよ 払い</b> な レッ		 			-1			

(宮城県震災復興計画の体系)

農林水産業の早期復興(県の評価原案:やや遅れている) 政策4

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調) 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調) 施策2 施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:やや遅れている)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

概ね適切

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

【判定理由】		

要検討

適切

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断され る。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果、iii社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願 いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して怠	<u>ない</u>	• <u>#</u>	<u>5 6</u>	

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「概ね順調」とした 県の評価は, 妥当であると判断される。

設定されている目標指標の「海岸防災林(民有林)復旧面積」が目標値を大きく下回っていることと、 施策に対して「概ね順調」と評価していることとの関係を明確にするため、目標指標を補完できるような データや取組を記載するなど、評価の理由を分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

海岸防災林の復旧については, 完了に向けた年次計画や進捗の見通しなどを分かりやす〈記載する 必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で,施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うにあたり,評価内容を検討する必要があると判断される。

施策を構成する事業に一定の成果が出ている中で、「やや遅れている」とした評価について妥当性を 認めることは困難である。目標指標の「沿岸漁業新規就業者数」について判明した実績値も踏まえ、施 策の評価を検討する必要があると考える。

また,水産業を取り巻く情勢として,放射能の影響に加え,販路の回復や拡大に向けた取組が必要な状態にあることも評価の理由に具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

課題と対応方針については,放射能の影響や風評に対する取組や対応策についても具体的に記載 する必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

適切

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案: やや遅れている) 施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案: 概ね順調) 施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案: やや遅れている)

概ね適切

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

### 口県の評価「施策の成果」に対する判定

【判定理由】		

要検討

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が	•	<u>な</u>	<u>い</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	 

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 Ⅎ	チともを生み育てやすい環境つ<り(県の評価原案:やや遅れている)	
14-44	J. W. E. [2.3.3.18] L. E. S. L. J. J. J. E. J. J. J. S. J. L. J. S. J. J. J. J. S. J. J. S. J. S	 

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会	

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ <u>な い</u> ・ <u>あ る</u> 】

施策13については, 少子化対策の推進にあたっては, その要因について十分な精査·分析を行い, そこから導かれる具体的な課題に即した対応方針を示す必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている) 施策13

施策14 家庭・地域・	施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)							
			第2分科会					
□県の評価「施策の成果」に対する判定								
適切	概ね適切	要検討						
【判定理由】 評価の理由が十分で 断される。	あり, 施策の成果につい	て「やや遅れている」と	とした県の評価は、妥当であると判					

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果、iii社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願 いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県	が示す	原案に	対して意	意見が	• <u>†</u>	え い	• <u>c</u>	<u> ある</u>	]
少子化对匀	策の推進	にあたって	(は,その	要因につ	いて十分	な精査・気	) 析を行い	,そこから導	かれる具体
的な課題に関	即した対の	応方針をス	示す必要	があるとす	きえる。				

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)

			第2分科会
□県の評価「施策0	の成果」に対する判別	定	_
適切	概ね適切	要検討	
断される。			とした県の評価は、妥当であると判
県民意識調査結果, iii 社会	ね順調・やや遅れている・遅 ≷経済情勢等,iv事業の実績 判断された理由を具体的に御	漬及び成果等)」から見て	町の理由(i目標指標等の達成状況, ii 妥当なものか判断いただき,判定をお願
□県の「施策を推進	生する上での課題と	対応方針」に対す	· る意見
(県が示す原案に	対して意見がある場合	;に, 意見の内容を身	具体的に記入 )
【県が示す原	原案に対して意見が	<u>・ な い</u>	・ <u>ある</u> 】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7	将来の宮城を担う子どもの教育環境で	づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

#### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討	

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

施策15については,目標指標の多角的な分析を行い,課題と対応方針に分かりやすく反映する必要があると考える。

施策16については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動についてより具体的に分かりやすく記載する必要があると考える。

施策17については、インターンシップや職場見学、外部講師の活用等の具体的な活動の状況を分かりやすく記載する必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15	着実な学力	向上と希望す	する進路の実	₹現(県の	評価原案:概	既ね順調)		
施策16		健やかな体の			· · · · · <del>-</del> ·			
施策17	児童生徒や	・地域のニー	ズに応じた特	<b>手色ある教</b>	(育環境づく)	り(県の評価原	案:概ね順調)	
						_	第2分科会	会
口直の獣	平価「施策の	7年11年	せる利!	完				
						7		
通	<b>適切</b>	概ね	適切	罗	<b>E検討</b>			
<b>7</b> 小小 六 T田 土	1					<u>-</u>		
【判定理由		all he she take or	· T H ) '	· ~ F.1000 1.0	m写 2回 ・しょ) 上	中心一种儿	やいガトフロル	-1 mb/ 3-1a
•	!由が十分で	あり, 施策の	)成果につい	て一概ね	順調」とした!	県の評価は, 気	<b>好当であると</b> 判	「断され」
る。								
								ļ
						価の理由(i目標		
	盆結果,Ⅲ仕会 た,そのように半					て妥当なものか判	がいたたさ、刊/	正とわ限
	, c - 5.5. ,	161011-1	10/11/10/	мг ншу • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6,70			
口県の「江	施策を推進	₤する上で	の課題と	対応方	針」に対す	<sup>-</sup> る意見		
(県か	くぶす原案に	・幼して音貝	がある場合	シニ 音見	』の内突を』	具体的に記入	)	
\ <b>71</b> 7.10	'小,冰木	・グリレ てんごうじ	,M'00'07 → □	11 <b>-</b> , 1657	いいいかでき	子下しいしついく	,	
	県が示す原	[案に対し	 て意見が		ない	• <b>b</b>	3	
						ハ, 課題と対応	う方針に分かり	)やすく
	い要があるとき		(*/// IF G =	· 2 /4 · 4 ·	** W W C 14 +	, with a conduct	*/\ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	· <b>·</b> · · · ·
		, 0						

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

口但	の評価[	施策の	成里」	に対する	、判定
ᆸᅑ	ソノロナリW!	/// JAL VJ	ルススー	いーかりする	ノナリルニ

適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の状況や事業の成果等について具体的に記載し,「やや遅れている」と評価した理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動内容やその成果について,より具体的に分かりやすく記載する必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

			第2分科会
□県の評価「施策の	の成果」に対する判別	ŧ	
適切	概ね適切	要検討	
【判定理由】 評価の理由が十分で る。	あり, 施策の成果につい	て「概ね順調」としたり	! 県の評価は, 妥当であると判断され
	※経済情勢等, iv 事業の実績	責及び成果等)」から見て	「の理由(i 目標指標等の達成状況,ii 妥当なものか判断いただき,判定をお願
口県の「施策を推進	重する上での課題と	対応方針」に対す	る意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が	示す原案に対	して意見が	・ <u>な</u>	<u>()</u>	<u>ある</u>	]
インターンシッフ	プや職場見学,タ	卜部講師の活用	等について、	,関連する取り	組も含め,その	具体的な活動
の状況を分かりも	<b>さす〈記載する必</b>	要があると考え	る。			

(宮城の将来ビジョンの体系)

#### 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
- 施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討	適切
-------------	----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

施策18については,キャリア教育のさらなる充実や事業者との情報共有など,総合的かつ横断的な職場定着対策について取り組む必要があると考える。

施策19については、 地域医療体制の強化や緊急搬送時間の短縮に向け期待されるドクターへりの 導入についても対応方針に分かりやすく記載する必要があると考える。

施策20については、むし歯対策について、児童・生徒に対しての取組を検討する必要があると考える。 施策21については、介護職員の安定的な確保に取り組む必要があると考える。また、認知症高齢者 の支援体制の構築については、「SOSネットワークシステム」の運用や「認知症サポーター」の養成などに も総合的に取り組む必要があると考える。

施策23については、生涯学習社会の実現に向けて総合的な観点から方針を検討し、施策の展開を図る必要があると考える。また、図書館については新たな機能も期待されるところであり、従来からのあり方の見直しを含めた新たな姿についての検討も必要であると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18	多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)	
施策19	安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)	
施策20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)	
施策21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)	
施策22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)	
施策23	生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)	
	第2分科会	:

# □県の評価「施策の成果」に対する判定

	<b>適切</b>	概ね適切	要検討	
--	-----------	------	-----	--

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

新規高卒者の就職内定率は実績値が目標値を上回っているものの,離職率が高い状況にあることから,キャリア教育のさらなる充実や事業者との情報共有など,総合的かつ横断的な職場定着対策に取り組む必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案: 概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案: 概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## 口県の評価「施策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討
-------------

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「概ね順調」とした 県の評価は, 妥当であると判断される。

県内における医師の不足や偏在の状況について分析を行い,社会経済情勢等に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ <u>な い</u> ・ <u>あ る</u> 】

地域医療体制の強化や緊急搬送時間の短縮に向けた対応の一環として期待されるドクターへりの導入についても,対応方針に分かりやすく記載する必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案: 概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案: 概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標等について、全国との比較や実績値の推移等に関する分析を行い、施策の評価に分かりやすく反映させる必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

むし歯対策については,乳幼児に対する取組に加え,児童·生徒に対しての取組を検討することも必要であると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案: 概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案: 概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

# □県の評価「施策の成果」に対する判定

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

設定されている目標指標「介護職員数」については、実績値が目標値を上回っているものの、介護現場ではその実態が伴わないとの指摘もあるところであり、目標指標を補完できるようなデータも含めて、成果の把握に努める工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

施策の目的の実現に向けては,介護職員の資質向上に加え,安定的な人材の確保に取り組む必要 があると考える。

また,認知症高齢者の支援体制の構築については,県警等との連携による「SOSネットワークシステム」の運用や「認知症サポーター」の養成などにも総合的に取り組む必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

# □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討	脚り 第4月 - 中格式 -
-------------	----------------

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が	<u></u>	<u>い</u>	•	<u>あ</u>	<u>る</u>	]	
 			b 11. s				

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

# 口県の評価「施策の成果」に対する判定

|--|

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

生涯学習社会の確立は他の分野にも関連する裾野の広い取組であり, その実現に向けて総合的な 観点から方針を検討し, 施策の展開を図る必要があると考える。

また,図書館については地域コミュニティの核としての役割など新たな機能も期待されるところであり、従来からのあり方の見直しを含めた新たな姿についての検討も必要であると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

			第2分科会				
□県の評価「政策の	の成果」に対する判別	定					
適切	概ね適切	要検討					
7如点理去】							
【判定理由】 評価の理由に次のと	おり一部不十分か占が 島	! ட்れるものの - 政策σ	)成果について「やや遅れている」と				
した県の評価は,妥当で	•						
			ができない。目標指標を補完する				
ようなデータを用いて施力	策の成果を分かりやすくえ	示す工夫が必要である	らと考える。				
			)について,「評価の理由・各施策の成 ように判断された理由を具体的に御記				
入願います。	300/10-11時10-712720, 刊足を	40mg v · しよ y 。 よ/こ, こ º -	なりに刊例でもいた柱田を共作的に呼出				
□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見							
(県が示す原案に	対して意見がある場合	た、意見の内容を具	体的に記入)				
【県が示す原	原案に対して意見が	· <u>な い</u>	・ <u>あ る</u> 】				
高齢化率や東日本大	こ雲災が人口動態等に-	与える影響 等を踏まえ	ながら将来を予測し 関係部局が				

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

連携して、きめ細やかな取組を進めていく必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

				第2分科会					
□県の評価「施策の	の成果」に対する判別	走							
適切	概ね適切	要検討							
	【判定理由】 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。								
-	皆標だけでは施策の成果: 策の成果を分かりやすくテ								
県民意識調査結果, iii 社会	ね順調・やや遅れている・遅れ 会経済情勢等,iv事業の実績 判断された理由を具体的に循	責及び成果等)」から見て							
口県の「施策を推進	進する上での課題と対	対応方針」に対す	る意見						
(県が示す原案に	二対して意見がある場合	に, 意見の内容を身	具体的に記	!入)					
高齢化率や東日本大	京案に対して意見が ト震災が人口動態等に与 `取組を進めていく必要が	与える影響等を踏まえ	<u></u> ながら将来	5 <u>る</u> 】 ビを予測し,関係部局が					

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に	,尊重し合し	いながら暮ら	せる環境づ	くり(県σ	)評価原案:	:概ね順調)
--------------	--------	--------	-------	-------	--------	--------

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

			第2分科会
□県の評価「政策の	の成果」に対する判別	定	77-77 11 2
適切	概ね適切	要検討	
【判定理由】 評価の理由が十分で る。	あり, 政策の成果につい	て「概ね順調」としたり	県の評価は, 妥当であると判断され

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

E 7   1 1 1	2 113.514.			<u> </u>	-
施策26について	は, みやぎ外	国人相談センタ	ターによる様々な取組し	こついても, 課題と対ん	芯方針に分
かりやすく記載する	必要があると	考える。			

な

い · ある ]

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10	だれもが安全に	尊重し合いながら暮	らせる環境づく	り(県の評価原案・	・概ね順調)
めべっし	121000 X X 12,	サキレロ かんつむ	つ に ひ 水 元 ノヽ	、 /	・「りんりひかにはりり!

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

				第2	2分科会
□県の評価「施策0	の成果」に対する判別	ŧ			
適切	概ね適切	要検討			
【判定理由】 評価の理由が十分である。	あり, 施策の成果につい	て「概ね順調」としたり	県の評価は	t, 妥当で	ちると判断され
県民意識調査結果, iii 社会	ね順調・やや遅れている・遅ね 会経済情勢等,iv事業の実績 判断された理由を具体的に循	責及び成果等)」から見て	町の理由(i ∵妥当なものな	目標指標等が判断いただ	の達成状況,ii ごき,判定をお願
	生する上での課題と対 :対して意見がある場合			!入)	
【県が示す原	原案に対して意見が	· <u>な_い</u>	- <u>あ</u>	5 る	]

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

安全で安心なまちづくり(県の評価原案:概ね順調)

施第26 从国人土活躍できる地域づくり(単の証価直案・概れ順調)

旭泉20 が国人も治	唯てこる地域という、宋の	計画が未・晩1は明明/	
			第2分科会
□県の評価「施策の	_		
適切	概ね適切	要検討	
【判定理由】 評価の理由が十分で る。	あり, 施策の成果につい	て「概ね順調」としたり	県の評価は,妥当であると判断され

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果、iii社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願 いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

	【県な	が示す	上原案	ミに対	して	意見	が	•	な	い	•	<u> </u>	5	<u>る</u>	]		
みやき	'外国人	人相談	センタ	'ーによ	る様	々な耶	(組に	つい	ても,	課題とす	寸応方	針に	分か	りやす	く記載	する。	必
要がある	と考え	る。															
i																	

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2	保健•医療•福	祉提供体制の回復(県の	評価原案:概ね順調)					
施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)								
施策2		子どもたちへの支援(県の						
施策3	だれもが住る	みよい地域社会の構築(リ	県の評価原案∶概ね順	[調)				
				第2分	科会			
口県の	)評価「政策₫	の成果」に対する判別	定	<del></del>				
	適切	概ね適切	要検討					
		= 11	2 7 11 12 1					
【判定理	抽】							
	)理由が十分で	あり, 政策の成果につい	て「概ね順調」とした」	県の評価は, 妥当である	と判断され			
る。								
		西原案(順調・概ね順調・やや						
果の状況		らのか判断いただき, 判定を	お願いします。また、その	)ように判断された埋田を具	体的に御記			
八版 v · よ	9 0							
口県の	)「政策を推進	生する上での課題と	対応方針」に対す	る意見				
(県	」が示す原案に	:対して意見がある場合	に 意見の内容を見	は体的に記入)				
VAL	//0 /3 · / //3 · //- · -			2 L. H 71 — HO > 4 \				
	【県が示す』	原案に対して意見が	・ な い	・ある				
施第1		を活用した医療連携構築		スにはネットワークの構	・			
		を凸角した区原建場構造 確立が重要であり、その第						
	あると考える。	在工4 主女(a),(···)	Ryllicial) ~ & Ca.	JA ACIC A COSTTON	- PU #N 7 W			
7 2 7 7								

(宮城県震災復興計画の体系)

	政策2	保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案: 概ね順調)
	施策1	安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)
-	1 <i>L</i> /// 0	十十七切5.7 15.4.1.4.1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4

未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調) 施策2

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定	П	県の	評価	施策の	成果」	に対す	る判定
--------------------	---	----	----	-----	-----	-----	-----

適切	概ね適切	要検討	
Fylad ⇔ TELL ¥			<u> </u>
【判定理用】			

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断され る。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況、ii 県民意識調査結果, iii社会経済情勢等, iv事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願 いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が・・ ない

ICTを活用した医療連携構築事業の成果を高めるには、ネットワークの構築だけでなく有効な運営方法 の確立が重要であり、その実現に向け必要となる方策について具体的に記載する必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系	宮城県	虚災復	面景風	の体系
---------------	-----	-----	-----	-----

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案: 概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	トともたちへの文法(県の	#1 1 man   1 m		l
施策3 だれもが住る	みよい地域社会の構築(リ	県の評価原案∶概ね順	[調)	
			第2	2分科会
□県の評価「施策の	の成果」に対する判別	Ė	_	
適切	概ね適切	要検討		
【判定理由】				
	あり, 施策の成果につい	て「概ね順調」とした!	県の評価は, 妥当であ	うると判断され
※県の評価原案(順調・概》 県民音識調査結果 iii 社会	a順調・やや遅れている・遅ぇ ・経済情勢等.ⅳ事業の実績			

いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

# □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

 【県が示す	して意見が		<u>,                                    </u>	・ <u>あ</u>	<u>る</u>	]	

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案: 概ね順調) 施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案・概ね順調)

70 / ·	7.0 CC 07	ロッシャトンン・カーン・フレーン・ロー			
施策2	未来を担う	子どもたちへの支援(県 <i>(</i>	の評価原案:概ね順調)	)	
施策3	だれもが住る	みよい地域社会の構築(	県の評価原案:概ね順	〔調〕	
					<b>-</b> 2分科会
口県の評	☑価「施策 <i>0</i>	)成果」に対する判	定		
			1	1	
	切	概ね適切	要検討		
【判定理由	1			-	
	-	より 松笋の七甲につい	、イ「無み 順強 (V) ナ :	日の部在は がルか	トフレ业川地とよね
お価の理る。	田かり为し	あり, 施策の成果につい	・(「700444川只徳」(こし)こ)	ポツ計価は,女ヨ(2	のるこれの日これに
		a順調・やや遅れている・遅			
		経済情勢等,iv事業の実   断された理由を具体的に		妥当なものか判断いただ	ごき, 判定をお願
v·しょり。エ/	こ,でかみノにや	1910年日で共中のに	呼ロレノ、原は、・みょ。		
口退の「サ	施筆を堆消	するトでの課題と	対応方針に対す	·ス音目	

# 」県の「 他束を推進する上じの誄起と対応力針 ∬−対する息兄

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

 【県が示す	す原案に対	して意見が	- <u>1</u>	<u> </u>	•	<u>あ ·</u>	<u>る</u> 】	

(宮城県震災復興計画の体系)

(呂城宗莀炎復興計画)	<b>川本</b>			
政策6 安心して学べる	る教育環境の確保(県の詞	平価原案:概ね順調)		
施策1 安全•安心/	な学校教育の確保(県の記	評価原案:概ね順調)		
施策2 家庭・地域の	の教育力の再構築(県の	評価原案:概ね順調)		
施策3 生涯学習・フ	文化・スポーツ活動の充実	ミ(県の評価原案:概ね	1順調)	
				第2分科会
□県の評価「政策の	の成果」に対する判別	定		
適切	概ね適切	要検討		
【判定理由】				
1	あり, 政策の成果につい	て「概ね順調」とした」	県の評価は	. 妥当であると判断され
3.		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
■ ※県の「政策の成果」の評値	西原案(順調・概ね順調・や4	や遅れている・遅れている	i)について.[	
果の状況」から見て妥当な	らのか判断いただき、判定を			
入願います。				
口県の「政策を推治	<b>生する上での課題と</b> :	対応方針 バラ対す	る意見	

【県が示す原案に対して意見が・ ない・ ある】

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

施策1については,スクールカウンセラー等の安定的な要員確保や地域との連携,後方支援等について,対策を示す必要があると考える。

施策2については、学校防災マニュアルの作成のポイント等を補足するとともに、防災副読本の活用が図られるよう、防災教育推進協力校等の取組についても分かりやすく記載する必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6	安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)
以来し	メ心してす でおりは光ツ唯体(木ツ叶画が木・1%/13点刷)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討
-------------

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

児童生徒の心のケアは息の長い取組が必要であり、緊急スクールカウンセラー等派遣事業をはじめと する国の支援が終了した場合においても、スクールカウンセラー等の安定的な要員確保に努める必要が あると考える。

また,地域コミュニティにおける民生委員,児童委員との連携やスクールカウンセラー同士の課題共有を図るための後方支援等についても,対策を示す必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

# □県の評価「施策の成果」に対する判定

さい 適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

学校防災マニュアルの点検については,みやぎ学校安全基本指針の趣旨が県民や学校現場に十 分伝わるよう,マニュアル作成のポイントについて補足する必要があると考える。

また,防災副読本については,学校現場での活用が図られるよう,防災教育推進協力校等の取組についても分かりやすく記載する必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案: 概ね順調) 施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案: 概ね順調)

心ス・	女王 女心。	子校教育の唯体(宗の	計画原条 例44順刷/				
施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)							
施策3	生涯学習・文	て化・スポーツ活動の充実	実(県の評価原案:概ね	_ a順調)	1		
				左.	』 기사하스		
					2分科会		
□県の記	评価「施策 <i>σ</i>	の成果」に対する判	定				
				1			
j	適切	概ね適切	要検討				
				I			
【判定理由	自】						
評価のま	里由が十分で	あり, 施策の成果につい	ヽて「概ね順調」とした」	県の評価は, 妥当でa	あると判断され		
る。							
※ 国の部位	医安/厄部 把3	a順調・やや遅れている・遅	!ムブハブ )について 証句	この畑中(:日神松神岑	の字中仏知 ::		
		は順調・そそ遅れている・遅 :経済情勢等,iv事業の実					
		川断された理由を具体的に		女 ヨなりのがではいて	- C, TI / E で 4つ///矢		
= 5, 7, 0 0	,	2, 2, 2,	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
口県の「	施策を推進	はする上での課題と	対応方針」に対す	る意見			
		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· - · - · - · - · - · · · · · ·	- · - · <del>-</del> -			

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

 【県が示す	して意見が		<u>,                                    </u>	・ <u>あ</u>	<u>る</u>	]	

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案: 概ね順調) 施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案: 概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果について「概ね順調」とした 県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標は、累積して把握するものと単年度ごとに把握するものが混在しており、ストック指標とフロー指標の使い分けに関して、概念を整理する必要がある。また、目標指標の達成に資すると考えられる事業でありながら、施策を構成する事業として掲載されていないものもあるので、その効果を目標に照らして検討する必要があると考える。

また,設定されている目標指標は,実績値の把握に時間を要することもあり,評価対象年度の施策の成果を反映したものとなっていない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど,施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ <u>な い</u> ・ あ る 】

課題と対応方針について、太陽光発電や二酸化炭素削減を主眼としたものが多くを占めているが、その他の環境問題やエネルギー政策全般について、「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」の内容も踏まえつつ、将来を見据えた県民の合意形成を図ることが必要であると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案: 概ね順調)

第3分科会	
-------	--

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

設定されている目標指標は、累積して把握するものと単年度ごとに把握するものが混在しているが、ストック指標とフロー指標の使い分けに関して、概念を整理する必要がある。また、目標指標の達成に資すると考えられる事業でありながら、施策を構成する事業として掲載されていないものもあるので、その効果を目標に照らして検討する必要があると考える。

また,設定されている目標指標だけでは,施策の成果を把握するデータとしては不十分である。各指標の効果について,同じ単位で比較可能なものについては単位を統一するなど,施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

環境保全の分野など, 数値による目標指標の設定や事業と指標との直接的な関連についての説明 が容易ではないものについても, より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

			第3分科会		第3分科会
□県の評価「施策の	D成果」に対する判別	定	_	_	
適切	概ね適切	要検討			

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標は、実績値の把握に時間を要することもあり、評価対象年度の施策の成果を 反映したものとなっていない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるな ど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

# 【県が示す原案に対して意見が ・ <u>な い</u> ・ <u>あ る</u> 】

廃棄物のリサイクル率を高めることがトータルコストで考えた場合,必ずしも効率的ではない場合もあることを踏まえた,総合的な政策立案が必要であると考える。

また,目標指標の実績値について速報値等の把握に努め,現状分析に基づく課題や改善が必要な事項を掲げて今後の対応方針を示すなど,分かりやすく示す必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊かな自然環境,生活環境の保全(県の評価原案:やや遅れている	政策12	豊かな自然環境.	生活環境の保全	(県の評価原案: や	つや遅れている)
-------------------------------------	------	----------	---------	------------	----------

施策29 豊かな目然	₹環境, 生活環境の保全(県	₹の評価原系: やや進	:れている)
			第3分科会
□県の評価「政策の	の成果」に対する判定	2	•
適切	概ね適切	要検討	
した県の評価は,妥当で 設定されている目標指 構成する事業と目標指	であると判断される。 旨標だけでは, 政策の成果 標との関連も希薄である。 活環境の保全に資する耶	₹を把握するデータと 。あわせて, 事業構成	D成果について「やや遅れている」と しては不十分である。また, 施策を 成はその多くが自然環境の保全に ないことから, 事業構成を施策目
			る)について,「評価の理由・各施策の成 のように判断された理由を具体的に御記
	進する上での課題と☆ ニ対して意見がある場合!		
【県が示す原	原案に対して意見が	・ <u>ない</u>	・ <u>ある</u> 】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊か	な自然環境.	生活環境の	保全()	県の評価原案:	やや遅れている	5)
---------	--------	-------	------	---------	---------	----

施策29 豊かな自然環境,生活環境の保全(県の評価原案:やや遅れている)

			第3分	<b>科</b> 会
D成果」に対する判別	<u>ŧ</u>	<u></u>		
概ね適切	要検討			
ぐあると判断される。				
標との関連も希薄である。 活環境の保全に資するB ご要があると考える。	。あわせて, 事 取組が十分とは	業構成はその彡 は言えないことか	多くが自然環境 いら, 事業構成	で保全に を施策目
会経済情勢等, iv 事業の実績	責及び成果等)」から			
		学を具体的に	配人)	
[案に対して意見が	・ <u>なし</u>	<u>.                                    </u>	<u>ある</u> 】	
	概ね適切 おり一部不十分な点が見 であると判断される。 は標だけでは、施策の成身標との関連も希薄である。 は標との関連も希薄である。 活環境の保全に資するよう。 は順調・やや遅れている・遅れまであると考える。 は順調・やや遅れている・遅れまでででは、 に対して意見がある場合 に対して意見がある場合	らり一部不十分な点が見られるものの、まであると判断される。 は標だけでは、施策の成果を把握するデー標との関連も希薄である。あわせて、事業活環境の保全に資する取組が十分とは、要があると考える。  は順調・やや遅れている・遅れている)について、経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)」かられた理由を具体的に御記入願います。  生する上での課題と対応方針」に は対して意見がある場合に、意見の内容	概ね適切 要検討  おり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果にであると判断される。  は標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては不会にでいる。あわせて、事業構成はそので活現境の保全に資する取組が十分とは言えないことが要があると考える。  な経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)」から見て妥当なもの判断された理由を具体的に御記入願います。  生する上での課題と対応方針」に対する意見  法対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に  法対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に	の成果」に対する判定 概ね適切 要検討 要検討 の

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案: 概ね順調)

				第:	3分科会
□県の評価「政策の	の成果」に対する判	定	_		
適切	概ね適切	要検討			
県の評価は,妥当である 政策目的である「住民	よ 参画型の社会資本整備	備と良好な景観の形	成」には, :	施策30に3	刊挙された事
	生がある。施策の効果を 夫が必要であると考える。	• • • •	指標と,それ	れを達成す	るための事業
※県の「政策の成果」の評値	西原案(順調・概ね順調・や・	や遅れている・遅れている	5) <i>について</i>	「評価の理	由・各施策の成
	らのか判断いただき、判定を				
□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見					
(県が示す原案に	対して意見がある場合	た, 意見の内容を身	体的に記	2人)	
【県が示す原	原案に対して意見が	・ <u>な い</u>	• <u>Z</u>	<u> ある</u>	]

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

農業関連の事業は予算面で本政策の大半を占めるが、これらの事業については農業を取り巻く社会

経済情勢や今後の農業のあり方を踏まえた検討が必要であると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

□県の評価「施策の成果」に対する判定				
適切 概ね適切 要検討				
【判定理由】 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。				
施策を構成する事業の多くは非予算的手法とされるが,活動の内容など具体的成果を明確にする必要がある。また,目標指標のうち「景観行政団体数」については,計画の策定状況やその内容についても分析するなど,施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。				

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

施策を構成する事業は環境美化を主眼としたものが多くを占めているが, 住民協働(コラボ)事業等における住民参画の手法についても取組を検討する必要があると考える。

また、農業関連の事業については、農業を取り巻く社会経済情勢や今後の農業のあり方を踏まえた検討が必要であると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

# □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

設定されている目標指標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。

施策31については,長期的に整備を要する施設の総数から見た進捗状況等についての記載が必要であるほか,施策を構成する事業と目標指標との関連も希薄であり,施策目的に含まれる「情報ネットワークの充実」は目標指標に反映されないなど,事業構成を施策目的に照らして検討する必要があると考える。

また,施策33については,自主防災組織の実働性の確保が重要であるので,引き続き現状の把握に努める必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

県民の関心が高いと思われる原子力災害に関連する諸事業を包括的に記述する施策が必要である と考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標は,施策の成果を把握するデータとしては不十分であり,長期的に整備を要する施設の総数から見た進捗状況等についての記載が必要である。また,施策を構成する事業と目標指標との関連も希薄であり,施策目的に含まれる「情報ネットワークの充実」は目標指標に反映されないなど、事業構成を施策目的に照らして検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

情報ネットワークの充実を図るため、総合防災情報システムMIDORIと公共情報コモンズの連携の強化について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調) 施策31

洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調) 施策32

地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調) 施策33

第3分科会

口県の評価「施策の成	【果」に対する判定
------------	-----------

適切 概ね適切 要検討 【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断され る。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願 いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が・・ な しり あ

気象条件の変化により、過去の降水確率を前提とした対応では不十分となる場合も想定されるので、 それを見越した対応が必要であると考える。また、社会経済情勢からハード事業が入札不調などにより遅 れが生じることは理解できるため、当面はソフト対策を重点的に推進し、より効果的な取組を行う必要があ ると考える。

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

# □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

自主防災組織の実働可能な人員の把握やフォローアップに努めるなど,前年度から改善が見られるものの,外形的な目標指標だけでは施策の成果を把握するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータを用いるなど,施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

自主防災組織について,発災の時間帯に応じて活動の範囲や程度が変化すると考えられることから, 様々な想定の下にシミュレーションを行う必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切 概ね適切 要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

構成される施策で設定されている目標指標だけでは,施策の成果を把握するデータとしては不十分である。また,施策を構成する事業には,政策目的「被災者の生活再建と生活環境の確保」と必ずしも整合的でないものも含まれるので,再生期に向けて施策を構成する事業構成を,目標に照らして検討する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策1については, 災害公営住宅の早期整備に向けて, より具体的な課題とその解決に向けた調整 方法について対応方針を示す必要があると考える。

施策2については,県民の関心の高い原発事故により放出された放射性物質に汚染された廃棄物の 処理についても,課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策3については,「宮城県地球温暖化対策実行計画」及び「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」を踏まえつつ,施策目的である持続可能な社会と環境保全の実現に向けた,より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「やや遅れている」と した県の評価は, 妥当であると判断される。

県民の関心の高い災害公営住宅の整備は遅れが生じているが、その他のソフト的支援対策は進捗しており、総合的に判断すると「やや遅れている」との評価は概ね適切であると考えられる。しかし団体への助成件数のような外形的な目標指標では、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

災害公営住宅の早期整備に向けての隘路等,より具体的な課題とその解決に向けた調整方法について対応方針を示す必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系	宮城県	虚災復	面景風	の体系
---------------	-----	-----	-----	-----

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

# □県の評価「施策の成果」に対する判定

|--|

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

県民の関心の高い原発事故により放出された放射性物質に汚染された廃棄物の処理についても,課題と対応方針を示す必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で,施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり,評価内容を検討する必要があると判断される。

設定されている目標指標1の「県内における自然エネルギー等の導入量」は、目標指標2の「太陽光発電システムの導入出力数」を包括した指標と考えられ、独立したものとはなっていない一方、今一つの目的である環境保全を表現する目標指標が存在しない。施策目的を的確に表現できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

「宮城県地球温暖化対策実行計画」及び「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進 に関する基本的な計画」を踏まえつつ, 施策目的である持続可能な社会と環境保全の実現に向けた, より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 海岸,河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている) 施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案:順調)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

### 口県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果について「やや遅れている」と した県の評価は,妥当であると判断される。

政策を構成する施策は概ね妥当だが、個々の施策を評価するための目標指標には議論の余地がある。特に入札不調や関係各機関の調整に起因する遅れがあるため、目標指標を補完できるようなデータや施策を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえた成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

復興まちづくり事業カルテの内容も踏まえた課題の把握や復興交付金制度と復興計画期間との関係 等の問題について,より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 道路,港湾,空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)

施策2 海岸,河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている) 施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案:順調)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

### 口県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「概ね順調」とした 県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標のうち「公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)の執行状況」については,算定に用いる事業費が事業の進捗に応じて変動するものであるため,目標値及び実績値を明示した説明が必要であると考える。

また, 平成25年県民意識調査において, 施策に対する満足群の割合が前回調査より低下した理由について分析の上, 評価の理由に記載するなど, 施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

入札不調に対する工事発注ロットの大型化や債務負担行為等による対応について, 具体的な事例を 掲げて, 分かりやすく記載する必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 道路,港湾,空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)

施策2 海岸,河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案:順調)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

# □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「やや遅れている」と した県の評価は, 妥当であると判断される。

設定されている目標指標は、津波に傾注しており施策の総合性を十分に反映するものとなっていない。 防災・減災機能の強化には複合的な災害対策が必要であることから、復興まちづくり事業カルテの内容 も踏まえつつ、目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成 果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

復興まちづくり事業カルテの内容も踏まえつつ,特に県民の合意形成へ向けた具体的な課題と対応 方針を示す必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 海岸,河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案:順調)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

### 口県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ <u>な い</u> ・ <u>あ る</u> 】

現に設定している目標指標を達成していることと,次年度の方向性を「拡充」としている事業があることとの関係について,新たに用いる目標指標の設定の考え方も含め,分かりやすく記載する必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 海岸,河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている) 施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案:順調)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

設定されている目標指標「被災市街地復興土地区画整理事業の工事着手地区数」及び「防災集団 移転促進事業に着手する市町数」は、いずれも着手段階で実績に計上されるため、まちの再構築の進 捗を的確に反映する指標となっていない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把 握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

課題と対応方針について,復興まちづくり推進室の取組や復興交付金制度と復興計画期間との関係 等の問題点を整理し,具体的な調整の方法や対応をより分かりやすく記載する必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案: 概ね順調)

第3分科会

# □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした 県の評価は、妥当であると判断される。

施策2については、設定されている目標指標だけでは、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。また、施策を構成する事業と目標指標との関連も希薄であり、施策目的である「大津波等への備え」と必ずしも整合的であるとは言えないため、事業構成を施策目的に照らして検討する必要があると考える。

県民の関心が高いと思われる放射線に関連する諸事業を包括的に記述する施策が必要であると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

政策を構成する施策毎のみの記載となっており,政策全体を統合するような視点からの課題と対応方 針を示す必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案: 概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)
---------------------------

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案: 概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案: 概ね順調)

第3分科会

### 口県の評価「施策の成果」に対する判定

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

目標指標1の「デジタル化する衛星系無線設備数」について, 計画の全体像や年度ごとの整備見通し に関する説明が必要であると考える。

目標指標2の「年間放射線量1ミリシーベルト未満の学校等の数」について、除染後のモニタリング調査について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策方向「災害時の医療体制の確保」について, 災害拠点病院の耐震化に加え, 医師の確保等の側面についても, 他の政策・施策と連携した対応を進める必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案: 概ね順調)

第3分科会

### 口県の評価「施策の成果」に対する判定

|--|

### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で,施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり,評価内容を検討する必要があると判断される。

設定されている目標指標だけでは,施策の成果を把握するデータとしては不十分である。また,施策を構成する事業と目標指標との関連も希薄であり,施策目的である「大津波等への備え」と必ずしも整合的であるとは言えないため,事業構成を施策目的に照らして検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

大津波等への備えとして,ハード面では防潮堤等のみが考慮されているが,津波避難ビル等も含めた 総合的な減災対策とすべきである。また次世代への伝承及び社会教育上,震災遺構は重要な役割を 果たすと思われることから,これに関しても将来を見据えた対応方針を示す必要があると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案: 概ね順調)

第3分科会

### 口県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が ・ <u>な い</u> ・ <u>あ る</u> 】

防災リーダーの養成については、フォローアップ講習等による実働性の維持に加え、訓練等を通じた実践力の向上が重要であり、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。また、地域の防災機能の維持には学校の役割が大きいことから、学校と地域との連携の強化が必要であると考える。

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案: 概ね順調)

第3分科会

# □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の「刑法犯認知件数」について、人口分布の変化等が件数に与える影響も分析をするなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

### 【県が示す原案に対して意見が・ない・ある】

犯罪抑止に関する取組は警察活動だけではなく,社会政策として総合的な視点での連携,対応が必要であると考える。